WTO体制下における関税同盟の動向と課題‥GCCのケースを参考に・・・

岩田伸人（青山学院大学）

報告要旨

一般的な国際貿易テキストの統合モデルでは、地域統合を行う国々は、まず域内の関税が撤廃されれば「FTA」が形成されたことになり、これに共通域外関税(CET)の設置が加われば「関税同盟」となり、その後は、共同市場や通貨統合といった段階に深化・進化すると説明されている。EU(欧州連合)の発展段階はそのような統合モデルに最も近いケースに見える。

GCC やメルコスールのような途上国により構成される関税同盟では、（加盟国の関税収入への依存度が高い、あるいは共通域外関税そのものが不完全であるなど)様々な理由で、関税同盟の各国は、域外からの産品に対する関税の権利を放棄していない。

他方で、旧ソ連邦の国々によって形成されようとしている「ユーラシア関税同盟」(現在のユーラシア経済共同体)では、リーダー国「ロシア」だけがエネルギー資源の輸出に際して「原産地原則」による関税権を維持する可能性が強い。

EU 型のような関税同盟の場合は、（国家の関税徴収権など）独立国家が本来保有する権利を放棄せねばならない。よって関税収入への依存度が高い途上国は、EU 型の関税同盟に移行することは困難である。

逆に、(本稿では検討しなかったが)アフリカ諸国の関税同盟に見られるように、元来、国家の主権が不安定または未成熟な小国の場合には、関税同盟に加わることによって、域外国との(ゲーム理論における)互恵的な戦略的交渉力を確保する事が可能となる。

以上から、途上国が関税同盟を形成する場合には、形成の動機は国々の主権が一部委譲または共有される EU 型とは異なって、域内の国々の独自の権利や主権を維持できるタイプの関税同盟になると推察される。先進国間の自由貿易では、（一部の農産物など極少数品目の例外はあるが）“関税”の重要性が失われつつあり、必然的に“共通域外関税”の必要性も薄れていくと推察される。現在の日 EU、米 EU のように、(例外品目を除けば)関税そのものが主要な貿易障壁とはならないメガ FTA が、仮に関税同盟に移行したとしても、移行前と移行後では大きな変化(貿易創出効果も貿易転換効果)は生じないと推察される。見方を変えれば、バラッサの時代の関税同盟の典型は EU(いわばバラッサ型)であったとしても、現代あるいは将来の時代の関税同盟は、途上国グループは”バラッサ型”に近いが関税権は各国が保有する関税同盟を指向し、先進国グループは”メガ FTA 型”、つまり(一部の例外品目を除けば)貿易障壁としての 「関税」の役割が終わり、域内統一の規格・基準がそれに代わるタイプにシフトする可能性がある。

つまり、バラッサ・モデルの言う”FTA は国家が関税権を放棄・移譲する形での関税同盟に進化する”という発展段階的なルートは、厳密には途上国、先進国いずれの場合にも当てはまらない。先進国間の経済統合では、“共通域外関税(CET:Common External Tariff)ではなく(規格や基準に代表される)共通域外非関税障壁(CENT:Common External Non-Tariff)を有する FTA”がバラッサの唱える関税同盟と同じものと推察される。